様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　2023年　1月　27日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）　かぶしきがいしゃにほんでーたこんとろーる  一般事業主の氏名又は名称　株式会社日本データコントロール  （ふりがな）　やまぐち　よしひさ  （法人の場合）代表者の氏名　　　　山口　喜久 印  住所　〒108-0074 東京都港区高輪3丁目25番23号 京急第2ビル  法人番号　　7010401069585  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項の認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 企業Webページ DXへの取り組み | | 公表日 | 2023 年　1月　26日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 企業Webページ DXへの取り組み  <https://www.ndc-net.co.jp/service/dx>  記載箇所：当社におけるDX | | 記載内容抜粋 | テクノロジーの進化により、多くの企業でデータとデジタル技術を活用した、製品やサービス、ビジネスモデルそのものの変革による、新たな価値創出が求められています。  このような環境下において当社が持続的に発展するために、私たちの強みである「ITに関するプロフェッショナルサービスの提供」にとどまらず、先端デジタル技術の担い手として、お客さまの新しい価値を共創できる「DXパートナー」へと変革していくことが重要です。またお客様のITコスト削減に寄与するため、多くの企業ビジネスに携わった知見を活かし、独自のITサービス提供者となることも、持続的な成長のために必要と考えています。  NDCにおけるDXとは（ビジネスモデルの方向性）   * お客様のDXパートナーとして新しい価値を共創すること * 独自のITサービスを提供し、社会の発展に貢献すること | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 2023年1月度取締役会で承認の上、Webページ公開 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 企業Webページ DXへの取り組み | | 公表日 | 2023年　1月　26日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 企業Webページ DXへの取り組み  <https://www.ndc-net.co.jp/service/dx>  記載箇所：DXを実現するための戦略 | | 記載内容抜粋 | DXを実現するための戦略  当社では、DXを推進するため、デジタル技術活用の研究開発に注力し、その成果を社内ITサービスとして適用することで独自のITサービスの創出、生産性、品質の向上を目指します。  ●情報共有プラットフォームによるノウハウ蓄積・活用  ・開発プロジェクト実績の蓄積  ・デジタル技術の研究成果共有  ・勤怠管理など、社内サービスのデータ共有連携  ●ITによる社内業務自動化、効率化の推進  ・お客様先での勤怠管理の効率化のため、勤怠管理システムのモバイル化  ・勤怠登録ロボットによる勤怠管理実現  ・ジョブ実行基盤による繰り返し業務、集計業務の自動化・データ化  ●DX研究開発事業部、研究開発成果の社内適用による業務効率化  ・AI文字起こしによる議事録作成効率化  ・会議での複数人によるオンラインホワイトボード活用 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 2023年1月度取締役会で承認の上、Webページ公開 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 企業Webページ DXへの取り組み  <https://www.ndc-net.co.jp/service/dx>  記載箇所：DXを推進する体制とIT環境の整備について | | 記載内容抜粋 | DXを推進する体制とIT環境の整備について  DX研究開発事業部  DX研究開発事業部は代表取締役社長である私自身が兼任の事業部長としてDX推進をリードする体制をとり、デジタル技術活用の研究開発に取り組む専門部隊です。クラウドやAI、IoT、VR/AR、サービス分野におけるロボット開発など幅広い分野でデジタル技術の活用について研究開発を行っています。DX研究開発事業部を中心にこれらの研究開発成果を社内に適用し、全社のIT活用を進め変革を推進していきます。  DX人材の育成 –DX人材認定制度  社内のIT活用を推進し、またお客様のDX推進をサポートできる人材育成カリキュラムとして、アジャイル・クラウド・セキュリティの専門知識を持つ人材を社内認定する、DX人材認定制度を立ち上げました。2021年から2023年の3年間で15名の人材確保を目標としており、2022年10月時点で10名の社内認定者が誕生しています。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 企業Webページ DXへの取り組み  <https://www.ndc-net.co.jp/service/dx>  記載箇所：DXを推進するIT環境の整備 | | 記載内容抜粋 | DXを推進するIT環境の整備  継続した研究開発・デジタル変革への投資を実現するため、デジタル技術を活用した社内IT固定費の削減・レガシーシステムの刷新や業務自動化を推進します。DX研究開発事業部と他部門とが協力し、現状業務や情報資産を評価し、自動化やIT刷新についての見直しに取り組みます。  ・社内ファイルサーバのクラウド化  ・事務業務のSaas利用  ・冗長なExcelによる情報管理の廃止と業務自動化によるデータ一元管理 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 企業Webページ DXへの取り組み | | 公表日 | 2023年　1月　26日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 企業Webページ DXへの取り組み  <https://www.ndc-net.co.jp/service/dx>  記載箇所：当社のDX戦略推進状況 | | 記載内容抜粋 | 当社ではデジタル技術による社内業務の変革の取り組みを「DXプロジェクト」として捉え、DXプロジェクトの数を達成度の指標として推進を進めます。本指標は3年ごとの中期経営計画として目標を設定し、DX推進指標を活用して毎年推進状況を評価しています。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2023年　1月　26日 | | 発信方法 | 企業Webページ DXへの取り組み  <https://www.ndc-net.co.jp/service/dx> | | 発信内容 | 代表取締役社長より、DX推進の状況について、人材確保・育成の状況、DX戦略の達成度を測る指標の達成状況について発信。  ●DX人材の育成 - DX人材認定制度　にて人材確保・育成の状況を発信  2021年から2023年の3年間で15名の人材確保を目標としており、2022年10月時点で10名の社内認定者が誕生  ●当社のDX戦略推進状況　にてDX戦略の達成度を測る指標に関する達成状況を発信  2022年10月時点において、DXプロジェクト数は16 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2022年　10月頃　～　　2022年　10月頃 | | 実施内容 | DX推進指標による自己分析を実施。DX推進指標自己診断結果入力サイトより提出済。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2021年　4月頃　～　　2022年　2月頃 | | 実施内容 | 情報セキュリティポリシーを策定し、年1回セキュリティ教育計画書を作成し、従業員のセキュリティ教育とテストを実施。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所」欄は、氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載すること。一般事業主が法人の場合にあっては、住所については主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。